

株主各位

第26回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

株式に関する事項
新株予約権等に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

連結持分変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

(2024年4月1日から2025年3月31日)

アイティメディア株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面(電子提供措置事項記載書面)への記載を省略しております。

株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	60,000,000株
(2) 発行済株式の総数	21,061,000株 (自己株式1,460,002株)
(注) 発行済株式総数は、新株予約権の権利行使により30,700株増加しております。	
(3) 株主数	14,626名 (前期末比3,350名増)
(4) 大株主	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
S B メディアホールディングス株式会社	10,457,400	53.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	932,000	4.76
新野 淳一	367,500	1.88
大槻 利樹	273,900	1.40
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	187,026	0.95
MSIP CLIENT SECURITIES	182,900	0.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	149,700	0.76
小林 教至	148,900	0.76
アイティメディア従業員持株会	117,000	0.60
木村 健二	110,000	0.56

(注) 1 当社は、自己株式1,460,002株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

2 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には「株式給付信託（BBT）」に基づき株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する当社株式187,026株は含まれません。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年8月18日取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	1,607個
保有人数	
当社取締役（監査等委員を除く）	1名
当社使用人（当社の取締役を兼ねている者を除く）	68名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 160,700株
新株予約権の発行価額	600円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	585円
新株予約権の行使期間	2019年7月1日～2026年9月30日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、当社の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（a）2019年3月期において営業利益が14億円以上である場合 行使可能割合：20%</p> <p>（b）2020年3月期乃至2021年3月期のうち、いずれかの期において営業利益が20億円以上である場合 行使可能割合：100%</p> <p>② 新株予約権者は、割当日から2018年3月31日までにおいて、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

2021年6月24日取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	3,570個
保有人数 当社使用人（当社の取締役を兼ねている者を除く）	282名
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 357,000株
新株予約権の発行価額	100円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1,958円
新株予約権の行使期間	2024年7月1日～2031年8月2日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、2024年3月期から2026年3月期までのいずれかの事業年度における、当社の営業利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における営業利益をいい、以下同様とする。）が下記（a）または（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>（a）同一事業年度における売上収益が100億円以上かつ営業利益が35億円以上である場合 行使可能割合：50%</p> <p>（b）同一事業年度における売上収益が100億円以上かつ営業利益が40億円以上である場合 行使可能割合：100%</p> <p>② 新株予約権者は、割当日から2023年3月31日までにおいて、継続して当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,500千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41,500千円

(注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

2 当社監査等委員会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討および経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性をはじめとする職業的専門家としての適格性および職務遂行の状況等について常に留意するとともに、継続してその職務を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合、又は会計監査人の継続監査年数などを勘案し、解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に上程する方針です。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、以下のとおり、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を定めております。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針】

1. 基本的な考え方

当社は、『メディアの革新を通じて情報革命を実現し、社会に貢献する』を経営理念とし、IT（情報技術）を中心としたニュースや解説などの専門性・信頼性の高い情報をインターネット経由で提供するとともに、社会的基盤としての情報コミュニティを提供し、人々の知恵と知識の向上に貢献することを経営の基本方針としております。この理念のもと、当社が継続的に成長していくことが株主をはじめとするステークホルダーの方々への貢献と考えております。

そのためには、効果的なコーポレートガバナンス体制を構築し、維持・向上させることが重要な経営課題の一つであると認識し、経営の透明性やステークホルダーに対する公正性を確保し、かつ、迅速・果断な意思決定が重要であると考えており、当社の経営環境を踏まえ、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

2. 基本方針

- ① 当社は、株主が有するさまざまな権利を実質的に確保するため、少数株主および外国人株主を含む全ての株主がその権利を適切に行使することができるよう、環境の整備に努めるとともに、法令に則り全ての株主をその保有株式数に応じて平等に扱います。
- ② 当社は、中長期的な企業価値の創出および向上に資するよう、株主・債権者、読者、顧客、取引先、従業員、地域社会（政府・行政、地域、NPO・NGO等）など、全てのステークホルダーと良好な関係の構築と適切な協働に努めます。これを実践するため、取締役会および経営陣は、「サステナビリティ基本方針」、「人権方針」や「環境方針」を策定し、当社およびその役職員に遵守させることで、ステークホルダーの意見や立場を尊重する企業文化の醸成に取り組みます。
- ③ 当社は、財務情報および非財務情報について、法令および東京証券取引所規則に基づき適切に開示を行うことはもとより、法令や東京証券取引所規則で必ずしも開示が求められない情報についても、投資家をはじめとするステークホルダーへの影響度合いを慎重に検討し、必要に応じて主体的な開示を行います。取締役会は、いずれの場合においても、公正で分かりやすく、有用な情報の開示に努めます。
- ④ 当社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、企業価値の最大化を図るため、独立社外取締役を含めて適時・適切な議題を徹底的に議論し、グループ全体の中長期の経営戦略を検討するとともに、積極果敢な経営戦略とリスクコントロールの両立に努めます。また、取締役会および監査等委員会は、経営に対する実効性の高い監督を行い、経営の透明性の確保に努めます。
- ⑤ 当社は、企業価値の最大化に資するよう、株主を含む投資家と建設的な対話を積極的に行い、相互理解の深化と信頼関係の醸成に努めるとともに、その意見を十分に踏まえて経営を行います。

(1) 当社グループの取締役および使用人の職務が法令および定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

当社グループの取締役および使用人が法令、定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「コンプライアンス基本方針」および「企業行動基準」を定め、その徹底を図るために、当社に「コンプライアンス組織・手続規程」に基づき、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）」および「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施しております。

② 内部通報制度

コンプライアンス上、疑義のある行為については、社内の通報窓口あるいは社外の弁護士、専門家を通じて、当社グループの取締役および使用人が通報できる内部通報制度を制定しております。

内部通報制度を利用して通報が行われた場合、通報内容は通報窓口から監査等委員会に全て報告することとしております。

③ 内部監査室

内部監査室は、事業活動全般にわたり、「内部監査規程」に基づく業務監査を実施することにより、法令・定款・企業倫理および社内規則等の遵守を確保しております。また、当社グループの内部監査部門の連携により、当社グループのコンプライアンス体制の維持・向上を図ることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切、確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存管理しております。取締役から閲覧の要請があった場合は速やかに閲覧に供することとしております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」を設置するとともに、「リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築しております。また、リスクのうちコンプライアンスに関しては、チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）、情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ責任者であるチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任するとともに、管理本部長を長とする「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報の保存および管理に関する体制を整備しております。なお、当社グループの新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応するものとしております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下に定める方法により、当社グループの取締役の職務の執行の効率性を確保しております。

- ①当社グループの取締役および使用人が共有する当社グループの目標を単年度、中期に定め、この浸透を図るとともに、目標を具体化するための業績目標および予算を設定した経営計画を策定しております。
- ②各部門を担当する取締役は、各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策および権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を決定しております。
- ③月次業績はITシステムを積極的に駆使し迅速に管理会計データ化し、経営会議、担当取締役、取締役会に報告しております。
- ④取締役会は、毎月、計画の進捗状況を確認・分析し、目標未達の場合には、その要因を排除・低減する改善策を報告させております。
- ⑤上記④の議論を踏まえ、各部門を担当する取締役は各部門が目標を達成するために実施すべき具体的な施策および権限委譲を含めた効率的な業務遂行体制を改善しております。
- ⑥反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、同規程に基づく当社への決裁、報告制度によりグループ会社の経営管理を行っております。

取締役は、グループ会社において、重大な法令違反その他コンプライアンス上の重要な問題を発見した場合には直ちに、監査等委員会に報告するものとします。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとしております。当該使用人は、監査等委員会の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、監査等委員以外の取締役からの指揮命令、制約を受けないものとしております。

なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保することとしております。

(7) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、業務または業績に与える重要な事項について、監査等委員会に報告しております。監査等委員もしくは監査等委員会の指示を受けた監査等委員会の職務を補助する使用人は経営会議、内部監査報告会等の重要会議に出席し（欠席の場合は議事録の回付）、重要な稟議書、報告書の回付により報告を行うものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反および不正行為の事実、または当社グループ各社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく個別に報告することとしております。なお、前記に関わらず、監査等委員会は必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対し報告を求めております。
- ②当社グループは、上記①の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないこととしております。
- ③監査等委員会は、会計監査人、内部監査部門、グループ各社の監査役または監査等委員と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保しております。また、監査等委員は代表取締役社長と定期的に意見交換を行っております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について、必要な費用の前払い等を請求したときは、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

(9) 財務報告に係る内部統制の整備および運用に対する体制

- ①内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示のもと財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行っております。なお、体制構築および制度の運用に関してはプロジェクトチームを編成し、全社横断的な各部門の協力体制により行っております。
- ②取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備および運用に対して監督責任を有し、その整備状況および運用状況を監視しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 重要な会議の開催状況

当社は、経営および業務執行に関わる意思決定機関として定時取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて開催し、法令および定款に定められた事項や経営方針および予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、グループ会社の月次報告の業績について分析・評価を行い、法令や社内規程等への適合性と業務の適正性の観点より審議いたしました。

また、取締役会でのさらなる審議の充実、効率化を図るため、各取締役に対し、取締役全体の実効性の評価・分析するためのアンケートを行い、その結果明らかになった課題を、取締役会の運営改善に活かす取組みを行っております。

当社取締役、執行役員が出席する「経営会議」は、原則週1回開催し、当社グループ内の重要事項について審議を行いました。

(2) コンプライアンス体制について

法令遵守を周知徹底するため、当社の取締役および使用人に対し、コンプライアンスに関する教育と研修を定期的に実施しております。

内部監査を担当する内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門への内部監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告しております。

また、内部通報制度については、社外弁護士を含む窓口（ホットライン）を設置し、社内イントラネットにおいて、内部通報窓口および内部通報者の不利益な取扱いの禁止を含む内部通報制度の利用ルールを周知しております。

(3) リスク管理体制

当社グループの組織横断的なリスクについては、当社代表取締役社長を本部長とする「対策本部」、コンプライアンスについては、「チーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）」および「コンプライアンス委員会」、情報セキュリティに関しては、「チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）」および「情報セキュリティ委員会」を設置し、リスクの属性に応じた検討、対策が行われております。

また、当社グループの役員、従業員を対象に災害を含む緊急時における対応方法および連絡先を記載した「緊急時連絡・対応マニュアル」カードを配布し、有事の際のリスクの最小化に努めております。

(4) 子会社および関連会社の経営管理体制について

子会社および関連会社の経営管理については、当社の役員または社員を取締役または監査役として派遣し、業務の適正の確保を図っております。また、「関係会社管理規程」に基づき、子会社および関連会社における重要な経営情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による被害の防止を業務の適正を確保するために必要な事項として、「内部統制システムの整備の基本方針」において、「反社会的勢力からの不当な要求等に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応しております。」と明文化しております。

(2) 整備状況

当社は、反社会的勢力排除に関して「コンプライアンスマニュアル」に明文の根拠を設け、組織全体として対応することとしています。社内体制としましては、反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署（管理本部）が、反社会的勢力に関する情報を一元管理し、反社会的勢力との関係を遮断するための組織的取組みを支援するとともに、警察庁・都道府県警察本部等との連携等を行うこととしております。反社会的勢力からの不当な要求に対しては、管理本部は、上記機関に相談し対応することとしております。

連結持分変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	親会社の所有者に帰属する持分						資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の包括利益累計額	合計	
2024年4月1日残高	1,882,641	2,180,432	7,536,675	△1,795,898	10	9,803,861	9,803,861
当期利益			1,496,566			1,496,566	1,496,566
その他の包括利益					△613	△613	△613
当期包括利益	—	—	1,496,566	—	△613	1,495,952	1,495,952
所有者との取引額等						—	—
新株の発行	9,071	8,887				17,959	17,959
剰余金の配当			△1,937,714			△1,937,714	△1,937,714
自己株式の取得				△83		△83	△83
自己株式の処分		△6,707		6,707		—	—
所有者との取引額等合計	9,071	2,180	△1,937,714	6,623	—	△1,919,838	△1,919,838
2025年3月31日残高	1,891,713	2,182,612	7,095,527	△1,789,274	△603	9,379,975	9,379,975

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

アイティメディア株式会社および連結子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。

なお、本計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 発注ナビ株式会社、有限会社ネットビジョン

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数 1社

持分法適用会社の名称 アイティクラウド株式会社

4. 会計方針に関する事項

(1) 金融商品の評価基準及び評価方法

(a).金融商品

金融資産および金融負債は、当社が金融商品の契約上の当事者になった時点で認識しております。

金融資産および金融負債は当初認識時において公正価値で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産（以下、「FVTPLの金融資産」）および純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（以下、「FVTPLの金融負債」）を除き、金融資産の取得および金融負債の発行に直接起因する取引コストは、当初認識時において、金融資産の公正価値に加算または金融負債の公正価値から減算しております。FVTPLの金融資産およびFVTPLの金融負債の取得に直接起因する取引コストは純損益で認識しております。

(b).非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、「償却原価で測定する金融資産」、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産」（以下「FVTOCIの負債性金融資産」）、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産」（以下「FVTOCIの資本性金融資産」）、「FVTPLの金融資産」に分類しております。この分類は、金融資産の性質と目的に応じて、当初認識時に決定しております。

通常の方法によるすべての金融資産の売買は、約定日に認識および認識の中止を行っております。通常の方法による売買とは、市場における規則または慣行により一般に認められている期間内での資産の引渡しを要求する契約による金融資産の購入または売却をいいます。

i. 償却原価で測定する金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「償却原価で測定する金融資産」に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、償却原価で測定する金融資産は実効金利法による償却原価から必要な場合には減損損失を控除した金額で測定しております。実効金利法による利息収益は純損益で認識しております。

ii. FVTOCIの負債性金融資産

以下の要件がともに満たされる場合に「FVTOCIの負債性金融資産」に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本および元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

当初認識後、FVTOCIの負債性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、その累計額を純損益に振り替えております。FVTOCIの負債性金融資産に分類された貨幣性金融資産から生じる為替差損益、FVTOCIの負債性金融資産に係る実効金利法による利息収益は、純損益で認識しております。

iii. FVTOCIの資本性金融資産

資本性金融資産については、当初認識時に公正価値の変動を純損益ではなくその他の包括利益で認識するという取消不能な選択を行っている場合に「FVTOCIの資本性金融資産」に分類しております。当初認識後、FVTOCIの資本性金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益は、その他の包括利益で認識しております。

認識を中止した場合、もしくは著しくまたは長期に公正価値が取得原価を下回る場合に、その他の包括利益を通じて認識された利得または損失の累計額を直接利益剰余金へ振り替えております。なお、FVTOCIの資本性金融資産に係る受取配当金は、純損益で認識しております。

iv. FVTPLの金融資産

上記の「償却原価で測定する金融資産」、「FVTOCIの負債性金融資産」および「FVTOCIの資本性金融資産」のいずれにも分類しない場合、「FVTPLの金融資産」に分類しております。なお、いずれの金融資産も、会計上のミスマッチを取り除くあるいは大幅に削減させるために純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定しておりません。

当初認識後、FVTPLの金融資産は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益、配当収益および利息収益は純損益で認識しております。

v. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産、FVTOCIの負債性金融資産に対する予想信用損失について、貸倒引当金を認識しております。当社グループは、期末日ごとに、金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しております。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、金融資産に係る貸倒引当金を12カ月の予想信用損失と同額で測定しております。一方、当初認識以降に信用リスクが著しく増大している場合、または信用減損金融資産については、金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。ただし、営業債権については常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況、並びに将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る貸倒引当金の繰入額、および、その後の期間において、貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。

金融資産の全体または一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、当該金額を貸倒引当金と相殺して帳簿価額を直接減額しております。

vi. 金融資産の認識の中止

当社は、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産を譲渡し、その金融資産の所有に係るリスクと経済価値を実質的にすべて移転した場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(c).非デリバティブ金融負債

非デリバティブ金融負債は、「FVTPLの金融負債」または「償却原価で測定する金融負債」に分類し、当初認識時に分類を決定しております。

非デリバティブ金融負債は、1つ以上の組込デリバティブを含む混合契約全体についてFVTPLの金融負債に指定した場合に、FVTPLの金融負債に分類しております。当初認識後、FVTPLの金融負債は公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる評価損益および利息費用は純損益で認識しております。

償却原価で測定する金融負債は当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

金融負債は義務を履行した場合、もしくは債務が免責、取消しまたは失効となった場合に認識を中止しております。

(2) 有形固定資産及び無形資産の評価基準、評価方法及び減価償却または償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しております。取得原価には、当該資産の取得に直接付随する費用、解体・除去および設置場所の原状回復費用の当初見積額を含めております。

減価償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。建設仮勘定は減価償却を行っておりません。

主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 10年～15年
- ・工具、器具及び備品 3年～15年

資産の減価償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

② のれん

当初認識時におけるのれんの測定は、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、支配獲得日における識別可能な資産および負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。この差額が負の金額である場合には、直ちに純損益で認識しております。のれんは、当初認識後、取得原価から減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

のれんは償却を行わず、各年度の一定時期およびその資金生成単位に減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損については「⑤有形固定資産、使用権資産、無形資産及びのれんの減損」をご参照ください。

③ 無形資産

無形資産の測定には原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。企業結合により取得した無形資産は、当初認識時にのれんとは区分して認識し、支配獲得日の公正価値で測定しております。IAS第38号「無形資産」の資産化要件を満たさない研究開発支出は、発生時に費用として認識しております。

無形資産の償却費は、見積耐用年数にわたって定額法により算定しております。

主要な無形固定資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりです。

- ・ソフトウエア 5年
- ・顧客関連資産 11年

資産の償却方法、耐用年数および残存価額は各年度末に見直し、変更がある場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

④ リース

当社グループでは、契約の開始時に、契約がリースまたはリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。また、リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプションの対象期間および行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を加えたものとしております。

(a) 使用権資産

使用権資産をリース開始日に認識しております。使用権資産は取得原価で当初測定を行っており、当該取得原価は、リース負債の当初測定の金額、リース開始日以前に支払ったリース料から受け取ったリース・インセンティブを控除したもの、発生した当初直接コスト、および原資産の解体および除去費用、原資産または原資産が設置された敷地の原状回復費用の見積りの合計で構成されております。

使用権資産は当初測定後、原資産の所有権の移転が確実である場合には見積耐用年数で、確実でない場合はリース期間とリース資産の見積耐用年数のいずれか短い期間にわたり、定額法を用いて減価償却しております。使用権資産の見積耐用年数は有形固定資産と同様の方法で決定しております。また、使用権資産は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額で測定しております。

(b) リース負債

リース負債はリースの開始日に認識し、リースの開始日以降、リース期間にわたって将来支払われるリース料の現在価値で当初測定しております。現在価値計算においては、リースの計算利子率が容易に算定できる場合、当該利子率を割引率として使用し、そうでない場合は追加借入利子率を使用しております。

リース負債の測定に含まれているリース料は、主に固定リース料、延長オプションの行使が合理的に確実である場合の延長期間のリース料、およびリース期間が借手によるリース解約オプションの行使を反映している場合のリースの解約に対するペナルティの支払額で構成されております。

当初測定後、リース負債は実効金利法を用いて償却原価で測定しております。そのうえで、指数またはレートの変更により将来のリース料に変更が生じた場合、残価保証に基づいた支払金額の見積りに変更が生じた場合、または延長オプションや解約オプションの行使可能性の評価に変更が生じた場合、リース負債を再測定しております。

リース負債が再測定された場合には、リース負債の再測定の金額を使用権資産の修正として認識しております。ただし、リース負債の再測定による負債の減少額が使用権資産の帳簿価額より大きい場合、使用権資産をゼロまで減額したとの金額は純損益で認識します。

⑤ 有形固定資産、使用権資産、無形資産及びのれんの減損

(a) 有形固定資産および無形資産の減損

当社グループでは、各四半期末日に、有形固定資産、使用権資産および無形資産が減損している可能性を示す兆候の有無を判断しております。

減損の兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを実施しております。個々の資産の回収可能価額を見積もることができない場合には、その資産の属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。資金生成単位は、他の資産または資産グループからおおむね独立したキャッシュ・イン・フローを生み出す最小単位の資産グループとしております。

耐用年数を確定できない無形資産および未だ利用可能でない無形資産は、減損の兆候がある場合、および減損の兆候の有無に関わらず各連結会計年度の一定時期に、減損テストを実施しております。

回収可能価額は、「処分コスト控除後の公正価値」と「使用価値」のいずれか高い方で算定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値およびその資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失は純損益で認識しております。

(b) のれんの減損

のれんは、企業結合のシナジーから便益を享受できると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、各年度の一定時期およびその資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。減損テストにおいて資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、減損損失は資金生成単位または資金生成単位グループに配分されたのれんの帳簿価額から減額し、次に資金生成単位または資金生成単位グループにおける他の資産の帳簿価額の比例割合に応じて各資産の帳簿価額から減額しております。

のれんの減損損失は純損益に認識し、その後の期間に戻入れは行いません。

(c) 減損の戻入れ

のれん以外の資産における過年度に認識した減損損失については、各四半期末日において、減損損失の減少または消滅を示す兆候の有無を判断しております。減損の戻入れの兆候がある場合には、その資産または資金生成単位の回収可能価額の見積りを行っております。回収可能価額が、資産または資金生成単位の帳簿価額を上回る場合には、回収可能価額と過年度に減損損失が認識されていなかった場合の償却または減価償却控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失の戻入れを実施しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的債務または推定的債務を負い、債務の決済を要求される可能性が高く、かつその債務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。

引当金は、期末日における債務に関するリスクと不確実性を考慮に入れた見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。

引当金の内容は以下のとおりであります。

- ・資産除去債務

貸借契約終了時に原状回復義務のある貸借事務所の原状回復費用見込額について、資産除去債務を計上しております。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画により今後変更される可能性があります。

(4) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定しております。棚卸資産は、主にメディア掲載前の記事原稿で構成されております。取得原価は、主として個別法に基づいて算定しております。

② 外貨換算

外貨建取引

グループ各社の計算書類は、その企業の機能通貨で作成しております。機能通貨以外の通貨（外貨）での取引は取引日の為替レートを用いて換算しております。

外貨建貨幣性項目は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。公正価値で測定している外貨建非貨幣性項目は、当該公正価値の測定日における為替レートで機能通貨に換算しております。

換算によって発生した為替換算差額は、純損益で認識しております。

③ 退職給付

当社グループは従業員の退職給付制度として確定拠出制度を採用しております。

確定拠出制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した基金に拠出し、その拠出額以上の支払について法的または推定的債務を負わない退職給付制度です。

確定拠出制度への拠出は、従業員がサービスを提供した期間に費用として認識し、未払拠出額を債務として認識しております。

④ 売上収益

当社グループにおける主要な売上収益はサービスの提供に関する収益であり、サービスの提供に関する収益は原則として、その取引の進捗度に応じて認識しております。当社グループにおける売上収益は、ディスプレイ広告、タイアップ広告、ターゲティング広告等からなります。

ディスプレイ広告は、期間保証型の広告サービスを提供しており、契約で定められた期間にわたり、ウェブサイト上に広告を掲載する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該契約期間に応じて認識しております。

タイアップ広告は広告記事制作およびセミナーやイベントの企画運営等からなります。広告記事制作は、ウェブサイト上に広告記事ページを制作し、期間保証型の掲載を行う広告サービスを提供しております。当該サービスは契約で定められた期間にわたり、ウェブサイト上に広告記事ページを掲載する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、広告記事ページが掲載される期間に応じて収益を認識しております。セミナーやイベントの企画運営については、セミナーやイベントの企画・告知・集客・運営等のサポートを行うサービスを提供しております。当該履行義務はセミナーやイベントが開催される毎に充足されると判断しており、開催期間にわたって収益を認識しております。

ターゲティング広告は、顧客企業の情報を掲載したコンテンツを会員ユーザーが閲覧することにより収集されたプロファイル（営業見込み客情報）を顧客企業へ提供しております。ターゲティング広告については、プロファイルの引渡し時点において履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点において収益を認識しております。

Ⅱ.会計上の見積りに関する注記

翌連結会計年度中に資産および負債の帳簿価額に重要な修正をもたらすリスクのある、将来に関する仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の通りであります。

(発注ナビののれんの減損にかかる見積り)

(1) 当連結会計年度末現在の帳簿価額

のれんの資金生成単位グループへの配分額

発注ナビ 170,882千円

(2) 会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の評価に用いた主要な仮定

のれんの減損テストにおける回収可能価額は使用価値に基づき算定しております。

使用価値は、経営者が承認した翌連結会計年度の予算および中期経営計画を基礎として、将来の不確実性を考慮して成長率を見積り、キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引いて算定しております。

中期経営計画は原則として5年を限度としており、業界の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報および内部情報に基づき作成しております。使用価値の見積りにおける重要な仮定は中期経営計画を踏まえた事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りおよび割引率であり、また中期経営計画は、主として契約社数の拡大および企業のIT投資の動向等の影響を受けます。特に将来キャッシュ・フローの見積りについては、市場の成長性等を考慮した契約社数およびサービス単価に基づく売上収益、並びに売上収益を獲得するための広告宣伝費を含む営業費用の仮定を伴う事業計画の達成可能性を見積もる必要があります。割引率については、類似企業の選択には判断を含み経済環境及び金利変動の影響を受けています。

② 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

上記の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経営環境を踏まえ経済条件等の見直しが必要となつた場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失（その他の営業費用）が発生する可能性があります。

III. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	17,758千円
その他の非流動資産	1,033千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 142,984千円

IV. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び数

普通株式	21,061,000株
------	-------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2024年5月23日取締役会	普通株式	1,937,714	100.00	2024年3月31日	2024年6月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2025年5月22日開催の取締役会において次のとおり決定することを予定しております。

- ① 配当金の総額 1,941,397千円
- ② 1株当たり配当額 100.00円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月6日

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業を営む上で様々な財務上のリスク（為替リスク、金利リスク、信用リスクおよび流動性リスク）が発生します。当該財務上のリスクの防止および低減のために、一定の方針に従いリスク管理を行っております。

また、当社グループの方針として、デリバティブ取引は行っておりません。

(1) 市場リスク

① 為替リスク

当社グループは、外貨建取引を行っているため、主に米ドルレートの変動により生じる為替リスクに晒されています。当社グループは、当該リスクを管理する目的として、為替相場の継続的なモニタリングを行っております。

② 金利リスク

当社グループは、主に投資活動に伴う資金の運用においても金利変動リスクに晒されております。また、必要に応じて有利子負債による資金調達を実施することとしておりますが、通常、有利子負債の残高は僅少であることから、金利変動リスクは僅少であります。

(2) 信用リスク

当社グループは、事業を営む上で、営業債権及びその他の債権およびその他の金融資産（株式など）において、取引先の信用リスクがあります。

当社グループは、当該リスクの未然防止または低減のため、過度に集中した信用リスクを有しておりません。また当該リスク管理のため、当社グループの与信管理規程に従い、取引先毎に与信調査および与信極度額を設定し、取引先の信用状態に応じて必要な対応を行っているほか、取引先毎の期日管理および残高管理を行い、信用状況を定期的にモニタリングしております。

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、減損損失を認識しておりますが、過去に重要な減損損失を計上した実績はありません。また、期日が経過しておらず減損もしていない営業債権等について、債務者が債務を履行できないという兆候は当連結会計年度末現在、発生しておりません。

(3) 流動性リスク

当社グループは、主に営業取引および投資活動に伴う資金の運用において、流動性リスクに晒されております。

当該リスクの未然防止または低減のため、資金運用については原則として1年超の運用は行わないこととしており、資金運用を行う場合は、流動性があり元本欠損リスクが極めて小さいものに限定して行っております。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

(1) 金融商品の公正価値の測定方法は以下のとおりであります。

① 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権

満期までの期間が短期であるため、あるいは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② その他の金融資産

市場性のある有価証券の公正価値は取引所の価格によっております。市場性のない株式は、独立した第三者間取引による直近の取引価格を用いる方法、修正純資産法（対象会社の保有する資産および負債の公正価値を参照することにより、公正価値を算定する方法）により、公正価値を測定しております。

③ 営業債務及びその他の債務、有利子負債及びその他の金融負債

短期間で決済される営業債務及びその他の債務および有利子負債及びその他の金融負債については、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

金融資産および金融負債の帳簿価額は公正価値と一致または近似しているため、公正価値の開示を省略しております。

(2) 公正価値ヒエラルキーのレベル別分類

当初認識後に経常的に公正価値で測定する金融商品は、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。

当該分類において、公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、期首時点で発生したものとして認識しております。なお、当連結会計年度において、レベル1とレベル2の間における振替はありません。

連結財政状態計算書上、経常的に公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーに基づくレベル別分類は、以下のとおりです。

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：千円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
株式	—	—	200,000	200,000
債券	—	1,098,840	—	1,098,840
合計	—	1,098,840	200,000	1,298,840

VII. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(顧客分野別の分解情報)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	BtoBメディア事業	BtoCメディア事業	合計
IT&ビジネス分野	5,471,908	—	5,471,908
産業テクノロジー分野	1,158,505	—	1,158,505
コンシューマー分野	—	1,470,498	1,470,498
合計	6,630,413	1,470,498	8,100,911

(収益モデル別の分解情報)

(単位：千円)

	報告セグメント		
	BtoBメディア事業	BtoCメディア事業	合計
リードジェネレーション	2,959,537	—	2,959,537
デジタルイベント	1,722,042	—	1,722,042
予約型広告	1,948,833	—	1,948,833
運用型広告	—	1,470,498	1,470,498
合計	6,630,413	1,470,498	8,100,911

2. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
契約資産及び契約負債の残高等
契約残高の内訳は、以下の通りです。

(単位：千円)

	2024年3月31日	2025年3月31日
顧客との契約から生じた債権	1,493,872	1,399,674
契約負債	210,573	294,933

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

当連結会計年度に認識した売上収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、151,366千円です。

3. 未充足の履行義務に配分された取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

VII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	483円16銭
基本的1株当たり当期利益	77円18銭

貸借対照表

(単位:千円)

科目	第26期 2025年3月31日 現在	(ご参考) 第25期 2024年3月31日 現在	科目	第26期 2025年3月31日 現在	(ご参考) 第25期 2024年3月31日 現在
資産の部			負債の部		
流動資産	8,784,588	9,827,742	流動負債	1,088,539	981,231
現金及び預金	6,582,265	7,705,066	買掛金	133,018	142,022
売掛金	1,232,968	1,349,641	リース債務	1,426	2,483
有価証券	800,099	600,000	未払金	245,151	273,864
仕掛品	11,174	8,519	未払費用	32,493	24,189
前払費用	134,731	149,082	未払法人税等	251,638	232,595
その他	23,932	19,978	契約負債	108,883	62,379
貸倒引当金	△583	△4,547	預り金	12,952	35,993
固定資産	1,326,096	689,401	賞与引当金	213,602	195,201
有形固定資産	127,945	148,368	その他	89,374	12,501
建物	107,381	120,770	固定負債	237,794	248,243
工具器具及び備品	20,563	27,598	リース債務	1,471	2,897
無形固定資産	353,976	200,218	資産除去債務	19,300	19,300
のれん	7,863	13,413	株式給付引当金	217,022	226,045
商標権	1,632	1,454	負債合計	1,326,333	1,229,474
ソフトウエア	329,090	154,763	純資産の部		
顧客関連資産	15,030	30,227	株主資本	8,783,640	9,286,163
その他	360	360	資本金	1,891,713	1,882,641
投資その他の資産	844,174	340,813	資本剰余金	2,084,007	2,074,935
投資有価証券	498,740	—	資本準備金	1,935,245	1,926,173
関係会社株式	147,797	147,797	その他資本剰余金	148,761	148,761
破産更生債権	1,033	—	利益剰余金	6,743,640	7,273,246
長期前払費用	3,694	9,626	その他利益剰余金	6,743,640	7,273,246
差入保証金	97,918	97,918	任意積立金	50,000	—
繰延税金資産	96,022	85,470	繰越利益剰余金	6,693,640	7,273,246
貸倒引当金（長期）	△1,033	—	自己株式	△1,935,720	△1,944,660
資産合計	10,110,684	10,517,143	評価・換算差額等	△610	—
			その他有価証券評価差額金	△610	—
			新株予約権	1,321	1,505
			純資産合計	8,784,350	9,287,668
			負債純資産合計	10,110,684	10,517,143

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第26期 2024年4月1日から2025年3月31日まで	(^{参考}) 第25期 2023年4月1日から2024年3月31日まで
売上高	7,501,467	7,524,903
売上原価	3,019,934	2,926,775
売上総利益	4,481,533	4,598,127
販売費及び一般管理費	2,504,189	2,440,098
営業利益	1,977,344	2,158,029
営業外収益	7,396	5,951
受取利息	3,850	94
有価証券利息	1,335	224
為替差益	–	3,405
業務受託手数料	1,800	1,800
その他	409	426
営業外費用	5,854	6,474
支払利息	122	28
為替差損	370	–
その他	5,361	6,446
経常利益	1,978,885	2,157,505
税引前当期純利益	1,978,885	2,157,505
法人税、住民税及び事業税	561,727	638,603
法人税等調整額	△10,270	27,310
当期純利益	1,427,428	1,491,592

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						自己株式	株主資本合計		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の利益剰余金	任積立金	繰越利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	利息	積立金					
2024年4月1日 残高	1,882,641	1,926,173	148,761	—	7,273,246	△1,944,660	9,286,163			
事業年度中の変動額										
剰余金の配当					△1,957,034		△1,957,034			
当期純利益					1,427,428		1,427,428			
自己株式の取得							△83	△83		
自己株式の処分							9,022	9,022		
新株の発行	9,071	9,071			50,000	△50,000		18,143		
オープンイノベーション促進税制積立金の積立								—		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								—		
事業年度中の変動額合計	9,071	9,071	—	50,000	△579,606	8,939	△502,522			
2025年3月31日 残高	1,891,713	1,935,245	148,761	50,000	6,693,640	△1,935,720	8,783,640			

	評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他の有価証券評価差額金		
2024年4月1日 残高	—	1,505	9,287,668
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△1,957,034
当期純利益			1,427,428
自己株式の取得			△83
自己株式の処分			9,022
新株の発行		△184	17,959
オープンイノベーション促進税制積立金の積立			—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△610		△610
事業年度中の変動額合計	△610	△184	△503,317
2025年3月31日 残高	△610	1,321	8,784,350

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

- a) 子会社株式及び関連会社株式
- b) その他有価証券
市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産

- 仕掛品

移動平均法による原価法

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

（リース資産を除く）

主として定額法

ただし、工具器具及び備品は定率法を採用しております。

- ・建物 10年～15年
- ・工具器具及び備品 3年～15年
- ・ソフトウェア

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

・のれん

のれんは5年で均等償却しております。

・顧客関連資産

顧客関連資産は、効果の及ぶ期間（11年）に基づく定額法によっております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与等の支出に備えるため、支出見込額に基づいて当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

役員株式給付規程に基づく役員等の当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社における主要な売上収益はサービスの提供に関する収益であり、サービスの提供に関する収益は原則として、その取引の進捗度に応じて認識しております。当社における売上収益は、ディスプレイ広告、タイアップ広告、ターゲティング広告等からなります。

ディスプレイ広告は、期間保証型の広告サービスを提供しており、契約で定められた期間にわたり、ウェブサイト上に広告を掲載する義務を負っています。当該履行義務は時の経過につれて充足されるものであり、収益は当該契約期間に応じて認識しております。

タイアップ広告は広告記事制作およびセミナーやイベントの企画運営等からなります。広告記事制作は、ウェブサイト上に広告記事ページを制作し、期間保証型の掲載を行う広告サービスを提供しております。当該サービスは契約で定められた期間にわたり、ウェブサイト上に広告記事ページを掲載する義務を負っております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、広告記事ページが掲載される期間に応じて収益を認識しております。セミナーやイベントの企画運営については、セミナーやイベントの企画・告知・集客・運営等のサポートを行うサービスを提供しております。当該履行義務はセミナーやイベントが開催される毎に充足されると判断しており、開催期間にわたって収益を認識しております。

ターゲティング広告は、顧客企業の情報を掲載したコンテンツを会員ユーザが閲覧することにより収集されたプロファイル（営業見込み客情報）を顧客企業へ提供しております。ターゲティング広告については、プロファイルの引渡し時点において履行義務が充足されると判断しており、当該引渡し時点において収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に会計上の見積りにより計上した資産および負債のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は、以下の通りであります。

(関係会社株式の減損にかかる見積り)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式

発注ナビ株式会社	140,000千円
----------	-----------

関連会社株式

アイティクラウド株式会社	4,797千円
--------------	---------

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

①当事業年度の計算書類に計上した金額の評価に用いた主要な仮定

市場価格のない子会社株式および関連会社株式については、その関係会社の純資産に基づく実質価額（1株当たり純資産に基づく価額）が帳簿価額に比べ著しい下落がないかを評価しており、実質価額が著しく下落している場合は、当該関係会社の事業計画に基づく実質価額の回復可能性に関する評価を実施しています。事業計画は、経営者が承認した翌事業年度の予算および中期経営計画を基礎として、将来の不確実性を考慮して成長率を見積っています。中期経営計画は原則として5年を限度としており、業界の趨勢に関する経営者の評価と過去のデータを反映したものであり、外部情報および内部情報に基づき作成しております。また中期経営計画は、主として契約社数の拡大及び企業のIT投資の動向等の影響を受けます。

②翌事業年度の計算書類に与える影響

上記の見積りおよび仮定について、将来の不確実な経営環境を踏まえ経済条件等の見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類において関係会社株式評価損（特別損失）が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	146,632千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	34,487千円
短期金銭債務	0千円
(3) 破産更生債権等	1,033千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	72,146千円
売上原価	4,507千円
販売費及び一般管理費	15,359千円
営業取引以外の取引による取引高	1,800千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び数

普通株式	1,460,002株
------	------------

(注) 取締役等に対する株式給付信託（BBT）に係る信託口が保有する187,026株は、自己保有株式ではないため自己株式の数に含めておりません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	495千円
賞与引当金	65,404千円
株式給付引当金	18,634千円
未払事業税	18,689千円
未払費用	9,949千円
減価償却費超過額	1,743千円
資産除去債務	5,909千円
関係会社株式評価損	83,042千円
その他	6,839千円
繰延税金資産小計	210,708千円
評価性引当額	△107,586千円
繰延税金資産合計	103,122千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△2,445千円
顧客関連資産	△4,602千円
その他	△52千円
繰延税金負債合計	△7,100千円
繰延税金資産の純額	96,022千円

(2) 決算日後における法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、当社は「防衛特別法人税」を考慮した法定実効税率を用いて繰延税金資産および評価性引当額、並びに繰延税金負債を計上しております。これに伴う法定実効税率の変更による影響は軽微であります。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

該当事項はありません。

(4) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

連結注記表「VI. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 452円41銭

1株当たり当期純利益 73円62銭

10. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

アイティメディア株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 桃木秀一
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 寺田大輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイティメディア株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上